

5 経営第3171号
令和6年3月29日

各都道府県知事（別記参照） 殿

農林水産省経営局長

農業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン等の一部改正について

今般、下記通知の一部別紙新旧対照表のとおり改正したので、御了知の上、本制度の円滑かつ的確な実施に御配慮をいただくとともに、関係機関への周知をお願いする。

記

- 1 農業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン（平成17年4月1日付け16経営第8870号農林水産省経営局長通知）
- 2 農業経営負担軽減支援資金の円滑な融通のためのガイドライン（平成17年4月20日付け16経営第8953号農林水産省経営局長通知）
- 3 日本公庫資金円滑化貸付事業について（平成23年5月2日付け23経営第269号農林水産省経営局長通知）

別記

北海道知事
青森県知事
岩手県知事
宮城県知事
秋田県知事
山形県知事
福島県知事
茨城県知事
栃木県知事
群馬県知事
埼玉県知事
千葉県知事
東京都知事

神奈川県知事
山梨県知事
長野県知事
静岡県知事
新潟県知事
富山県知事
石川県知事
福井県知事
岐阜県知事
愛知県知事
三重県知事
滋賀県知事
京都府知事
大阪府知事
兵庫県知事
奈良県知事
和歌山県知事
鳥取県知事
島根県知事
岡山県知事
広島県知事
山口県知事
徳島県知事
香川県知事
愛媛県知事
高知県知事
福岡県知事
佐賀県知事
長崎県知事
熊本県知事
大分県知事
宮崎県知事
鹿児島県知事
沖縄県知事